#### 「報告]

# 日本の宗教的状況 ----- 天皇と「癒し」----

木村 紘一

## 〈はじめに〉

2019年には平成から令和への改元が行われたことを受け、東北学院大学文学部総合人文学科による今年度の教職研修セミナーを「王権と神権 一元号制下の日本社会を視野に考える」というタイトルの下で実施することとなった。私は専門とする日本倫理思想史の知見をふまえ、日本における「王権」と「神権」について報告させていただく。

福音主義キリスト教を建学の精神に掲げる本学において、日本における「王権」と「神権」について論じようとすれば、やはりまず、近代日本の国家神道によるキリスト教への弾圧、およびそれに対するキリスト教側の抵抗や服従といった問題が念頭に浮かぶであろう。しかし、より本質的に日本の天皇制について論じるためには、それに先立つ概念的な整理が必要となる。というのも、天皇が歴史的にその在り方を変容させてきたからである。近代の国家神道下における天皇は、むしろ天皇の歴史においては相当に特殊な在り方をしており、それを基準に天皇を論じてしまうと、かえって国家神道的な天皇像を固定化し、また補強することになりかねない。ここではまず、簡略にでも前近代の天皇の在り方を概括した上で、近代の天皇そして現代の象徴天皇制における天皇について論じることとしたい。

## 〈中世~神仏習合における天皇〉

16世紀の戦国時代に来日したイエズス会の宣教師たちは、各地域を支配していた戦国 大名を「王」、足利家の将軍を「皇帝」と呼んでおり、天皇は「教皇」のような存在と見 なしていた<sup>1</sup>。実際、摂関政から院政、そして歴代幕府による武家政権へと続く日本の歴史

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 神田千里『宗教で読む戦国時代』(講談社選書メチエ, 2010年)第1章参照。なお,民俗学者の 折口信夫は,戦後間もない昭和21年7月に,弟子たちに対して,「今の天皇は,宗教家になってく

において、天皇が世俗の国家権力者として「王権」を担う場面はほとんどなかったので、 宣教師たちが天皇をむしろ宗教的な「神権」を担う存在と見なしたのも決して的外れなこ とではない。その際、宣教師たちは基本的に日本を仏教国と見なしており、天皇の「神権」 も神道ではなく仏教に関するものだと考えていたようである。これもあながち的外れな認 識ではなかった。

日本の仏教は、歴史的に鎮護国家を担う儀礼として朝廷に取り入れられたため、寺院や僧侶は朝廷によって管理されており、例えば比叡山延暦寺の総監である天台座主などの要職は、朝廷がその任免権を掌握していた。いわゆる鎌倉新仏教の開祖である法然・親鸞・道元らは、比叡山を降り、官僧としての身分を捨てることで独自の宗派を開き、仏教界の刷新を図ったが<sup>2</sup>、戦国時代には各宗派が教団を経営するなかで、朝廷の認可を得て活動することも多くなっていた。天皇の側でも、すでに鎌倉時代には即位式において仏教儀礼である「灌頂」を行うことが定着しており、葬儀も仏式で行われていた<sup>3</sup>。

総じて、中世に至るまでの天皇は、「王権」よりは「神権」を、それも仏教を主軸とした神仏習合の「神権」を担う存在であったと言えよう。

#### 〈近世~反仏教思想における天皇〉

江戸幕府は、朝廷に対する統制を強めると同時に、仏教寺院や僧侶に対する実質的な統制権も掌握した。上記の神仏習合的な天皇の在り方は幕末まで続くが、天皇の担う「神権」は著しく弱められた。幕府は、キリシタン対策として寺院に戸籍管理を請け負わせ、全世帯をいずれかの寺院の檀家として登録させる「寺檀制度」を確立するが、これは、先祖祭祀の葬祭を担うことで封建的な身分制度を宗教面から補強させるべく、仏教界を「家」の宗教として再編成したものでもあった4。幕府の宗教政策により安定的に檀家が確保された

ださればよかった。ローマ法王のような、神道の教主になるとよかった。芸術の方でそういう位置につくということはなかなかむずかしいことだが、宗教の教主になるのならば、日本の天皇の歴史的伝統から言ってもなれるはずなのだから。」と語っている(池田彌三郎『まれびとの座』中公文庫、1977年、139ページ)。

<sup>2</sup> 松尾剛次『葬式仏教の誕生 - 中世の仏教革命』 (平凡社新書, 2010年)。

 $<sup>^3</sup>$  大角修『天皇家のお葬式』(講談社現代新書,2017年)第3章参照。ちなみに,「灌頂」は大日如来の弟子となるための儀礼であるが,神仏習合の本地垂迹説により,日本神話において天皇の祖とされる天照大神は,本地である大日如来の垂迹であると考えられていた。よく知られているように,ザビエルは来日当初,キリスト教の神を「ダイニチ(大日)」と訳し,その後,誤りに気付いてラテン語の「デウス」を用いるようになった。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 江戸時代以前には、必ずしも属する宗派は家単位で決まっているわけではなかった。ザビエルは、 戦国時代の日本人が一つの家でも夫・妻・子それぞれ別々の宗派に属することも特に珍しいことで

仏教界は、宗教的に停滞・堕落してゆく5。

こうした仏教界の在り方は、江戸中期以降、反仏教的な思想運動の展開を招くこととなった。特に国学者の平田篤胤は、仏教を排除した霊魂論・死生観を確立し、人の生きる現世を司るのが天照大神の子孫たる天皇であり、死後の世界を司るのが大国主神であると説いた。 幕末には、国学の側からは篤胤の復古神道、儒教の側からは万世一系の天皇への尊王を説く水戸学が広まり 尊皇攘夷運動へと発展して明治維新に至る。

#### 〈近代~国家神道における天皇〉

明治維新は、欧米列強のアジア進出に対して国の独立を維持すべく、強力な中央集権国家の創出を目指して行われたが、新国家の統合は国学の側からしても儒教の側からしても天皇を中心に構想されるほかなかった。とはいえ、彼らの天皇論は理念的なものでしかなかったので、現実の天皇の在り方を作り変える必要があった。そのために、まずは神仏分離令が出され、天皇が仏に帰依するという不都合な慣習が排斥されるとともに、皇居が東京に移され、仏教色を排除した皇室祭祀が新たに創出されてゆくっ。天皇を中心とする神道の国家体制は、国民に対しては「復古」であるかのように喧伝されたが、実際には「創られた伝統」にほかならない。

明治政府は当初、キリスト教の禁教を継続し、神道を国教化して、天皇が「王権」「神権」の双方を担う祭政一致の国家体制を作り出そうと目論んでいた。しかし、欧米諸国への配慮から信教の自由を認めざるを得なかったため、帝国憲法において「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す」(第28条)との規定を設け、その矛盾を回避しようとした。つまり、天皇を尊崇するのは日本人としての「道徳」であり、神社を参拝するのは慣習的・儀礼的な「祭祀」であるから、神道は信教の自由の対象となる「宗教ではない」とする方策を採ったのである。逆にそのことは、そうした日本人としての「道徳」や「祭祀」は日本の「安寧秩序」を守るための「義務」であるから、

はないと伝えている(『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』(東洋文庫)3巻、「書簡第 96」参照。

<sup>5</sup> 近年,様々な論点から近世仏教を再評価する研究も見られるが,総体としては、やはり腐敗したと評する見解については、拙論「日本におけるキリスト教土着化の課題」(『人文学と神学 15 号』東北学院大学学術研究会、2018 年)をご参照いただきたい。

<sup>6</sup> 吉田真樹『平田篤胤 ―霊魂のゆくえ』(講談社学術文庫, 2017年)参照。篤胤は, 人の魂は死後に生者からは見えないがこの世界にある幽冥界に留まって子孫を見守り続ける, という現代日本人の霊魂観の深層を成す説を示した。

<sup>7</sup>島薗進『国家神道と日本人』(岩波新書, 2010年)第1章参照。

キリスト教徒であれ仏教徒であれ、日本人である限りは従わねばならないという宗教界への規制を呼び込むこととなる。

こうして、皇室や神社の執り行う「祭祀」は、「信仰」に基づく「宗教」ではないと規定されたが、富国強兵政策の下、戦争が拡大し、国および天皇に対する忠誠心から戦死する者が増えると、死者に対する国家的な儀礼が必要になってくる。日本では、歴史的に死者を送る儀礼は仏教が担っていたため、政府は、仏教を排除した神道としての死者儀礼を新たに創出しなければならなかった。明治維新の際、戊辰戦争における官軍の戦死者のみを祀る招魂社が各地に創設されたが、やがて東京招魂社は靖国神社に、他の招魂社は護国神社に改称されて、増え続ける戦死者の慰霊が行われた。1931年には、上智大学のカトリック信者の学生が軍事教練として行われた靖国神社の参拝を拒否したため、陸軍が上智大学の指導の不備を非難し、上智大学が「靖国神社の参拝は忠君愛国のための儀式であって宗教行為ではない」との見解を示す事態となった。総じて、新たに絶対的な「王権」を持つべく位置づけられた近代の天皇が、実質的には「神権」を合わせて担いつつも、形式上それを除くものとされている点に、国家神道の問題が集約されていると言えよう。

戦後、国家神道が解体されると、神社神道は改めて宗教として規定された。しかし、特段信仰すべき教義の中身はなく、大半の日本人は、お宮参り・七五三・初詣などの行事はもとより、合格・安産等の祈願や建築の際の地鎮祭なども「宗教行為」と意識することなく、継続している。

天皇による祭祀も皇室の祭祀として残されることとなったが、平成・令和の即位儀礼は 国家の公的行事として国費によって支出されている。天皇の「王権」は解体されたが、も ともとあいまいであった「神権」については、逆にそのあいまいさゆえに、現代にまで引 き継がれることとなった。

#### 〈現代(平成)~象徴天皇制における天皇〉

平成の時代には、国際的には湾岸戦争・イラク戦争があり、両ブッシュ米大統領の言動などもあいまって、あたかも「キリスト教対イスラム教」という宗教的な要因による戦争であるかのようなイメージを与える面があった。日本では、「一神教は結局は対立を招くことになるので、多神教のほうが寛容で優れている」といった言説もしばしば見受けられたが、この背景には、戦争体験が継承されずに、日本は平和国家であるという意識が蔓延し、戦争を他人事としてしか捉えられなくなった世相があると思われる。他方、国内では、

オウム真理教によるテロ事件を筆頭に,新興宗教団体による反社会的事件が起こっている。 国際紛争やテロ,新興宗教団体が起こした事件などにより,「宗教=危険思想」というイメージが一般に広まったのが平成という時代であったと言えよう。

さらに平成は、阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめ、地震や集中豪雨などの自然災害が多発した時代でもあった。そうした中、明仁(平成)天皇・美智子皇后は、国内で災害が起こると、必ず二人で被災地を慰問し、被災者に対してひざまずいて同じ目の高さで語りかけることをみずからの務めとしていた。

また明仁・美智子夫妻は、戦争体験を風化させてゆく社会の風潮にあらがって、戦没者の慰霊も自身の務めとしていた。沖縄に関しては、昭和天皇が戦後一度も行幸することがなかったのに対して、皇太子時代に5回、天皇として6回訪れている<sup>9</sup>。さらに太平洋戦争の激戦地であったサイパン島・ペリリュー島・ルソン島を訪問し、日本人戦没者のみならず、アメリカ人戦没者・現地の犠牲者・徴用された朝鮮人の犠牲者など、すべての戦没者に対して慰霊の祈りを捧げた。

こうした明仁・美智子夫妻の象徴天皇としての働きに対して、多くの日本人が「癒し」と「慰め」を感じている。日本国内の右派勢力は、祭政一致的な天皇像を今なお引きずり、それを復活させようとしているのに対し、むしろ天皇(上皇)自身が政治とは一線を引き、象徴天皇としてのみずからの役目を精神的な慰めや励ましのほうに集中させようとしている。

その際に問題となるのは、天皇自身も国民も、これを「宗教行為ではない」ものと位置付けている点であろう。天皇が公的に行う行為を非宗教的なものと位置付けるのは、戦前の国家神道体制から継続しているが、戦没者や被災者を慰霊するというのは、政治的権力を持たない象徴天皇制における独自の発展的形態として明仁・美智子夫妻が作り上げてきたものである。今や天皇は、形式上「王権」でも「神権」でもない立場から、「癒し」や「慰め」をもたらす存在として日本人を統合しているのである。

あらためて総括するならば、経済的な低迷なども相まって日本人全体が心に「癒し」や「慰め」を求めながら、それは「宗教」によって与えられるものではなく、日本人であることによって得られるものだという意識が改めて形成されたのが平成時代であったと言えよう。その際、強く言えば、キリスト教という「宗教」は「日本人」には必要のないもの

<sup>\*</sup> 原武史『平成の終焉』(岩波新書, 2019年)。原は、ひざまずいて目線を合わせるのが皇太子夫妻時代からの彼らのスタイルであるが、先に始めたのは美智子妃の方であったことを論証し、幼少期から慣れ親しんだカトリックの影響ではないかと推察している。

 $<sup>^9</sup>$  1975 年の最初の訪問の際には、火炎瓶を投げられるというテロ事件が起きている。原武史『天皇は宗教とどう向き合ってきたか』(潮新書、2019 年)第 4 章参照。

だという意識が伴っているのではないだろうか。それは、「王権と神権」というキリスト 教神学の概念枠さえも拒絶することになる。日本におけるキリスト教伝道は、象徴天皇の 在り方を推し進めた平成という時代を経て、新たな難局を迎えていると言えるだろう。

# 〈平成の災害等〉

西暦・平成		主な出来事
1991年(平成3年)	1 月 6 月	湾岸戦争 雲仙普賢岳火砕流(死者 43 人) バブル経済崩壊
1993年(平成5年)	7 月	北海道南西沖地震(死者 202 人)
1995年(平成7年)	1 3月	阪神淡路大震災(M 7.3)発生(死者 6,433 人) 地下鉄サリン事件
2001年(平成13年)	9 月	アメリカ同時多発テロ
2003年(平成15年)	3 月	イラク戦争
2004年(平成 16年)	10 月	新潟県中越地震(死者 68 人)
2005年(平成17年)	6 月	天皇皇后サイパン島訪問
2008年(平成 20 年)	9 月	リーマンショック
2011年(平成23年)	3 月	東日本大震災(M 9.0)発生(死者・行方不明者 18,000 以上)
2013年(平成25年)	10 月	伊豆大島土砂災害(死者 40 人)
2014年(平成 26 年)	8 月	広島土砂災害(死者 74 人)
2015年(平成 27年)	4 月	天皇皇后ペリリュー島(パラオ)訪問
2016年(平成 28年)	1 4月 8月	天皇皇后ルソン島(フィリピン)訪問 熊本地震(M 7.3)発生(死者 267 人) 台風 10 号(東北太平洋側)(死者 26 名)
2018年(平成30年)	7 月	西日本豪雨(死者 227 人)